

令和3年度の軽自動車税の税額は以下のとおりです。

車種		新税率 (平成28年度以降)
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
原動機付自転車	50cc 超え 90cc 以下	2,000 円
原動機付自転車	90cc 超え 125cc 以下	2,400 円
原動機付自転車	ミニカー	3,700 円
軽二輪車	125cc 超え 250cc 以下	3,600 円
二輪小型自動車	250cc 超え	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクター等)	2,400 円
小型特殊自動車	その他(フォークリフト等)	5,900 円
雪上車		3,600 円

車種		現行税率 <u>注1</u> (平成27年3月31日までに登録された車両)	新税率 (平成27年4月1日以降に新規登録された車両)	重課税率 <u>注2</u> (最初の登録から13年以上経過した車両)
軽三輪車		3,100 円	3,900 円	4,600 円
軽四・貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
軽四・乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円

注1 平成27年3月31日までに新規登録された車両は、登録から13年を経過するまでは現行税率が適用されます。

注2 平成20年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は、令和3年度から重課税率の対象となります。なお、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車、及び被けん引車は対象外となります。

### ○軽自動車税のグリーン化特例の導入【令和3年度のみ適用】

令和2年4月1日～令和3年3月31日までに新規取得された一定の環境性能を有する軽四輪車等については、燃費目標基準の達成度に応じ、おおむね4分の1～4分の3に税額が軽減される特例措置が適用されます。

車種		(1)	(2)	(3)	
軽四輪	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
軽三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	

#### 【対象・要件等】

上記(1)⇒電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準10%以上低減)

上記(2)⇒共通 平成30年排出ガス基準50%以上低減又は平成17年排出ガス基準75%以上低減

上記(2)⇒乗用 令和2年度燃費基準+30%達成

上記(2)⇒貨物 平成27年度燃費基準+35%達成

上記(3)⇒共通 平成30年排出ガス基準50%以上低減又は平成17年排出ガス基準75%以上低減

上記(3)⇒乗用 令和2年度燃費基準+10%達成

上記(3)⇒貨物 平成27年度燃費基準+15%達成

【お問い合わせ先】 青木村役場 税務会計課 税務係

NTT 電話0268-49-0111 情報電話49-0111